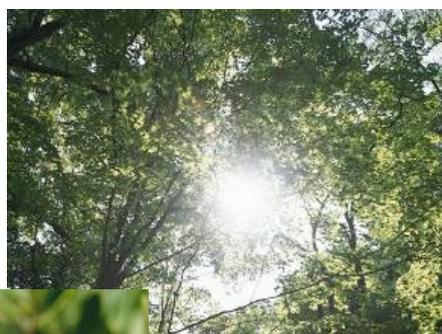


中部砕石株式会社

環境活動レポート



平成19年1月

環境理念

私たち中部砕石株式会社は、地球環境の保全が全人類共通の重要課題であることを認識し、廃棄物の収集運搬・処分及びリサイクル製品の販売といった事業活動のすべてにおいて、全社員が環境保全に配慮した行動を執り、環境への負荷の低減に努めると共に、地域社会の循環型環境づくりに貢献します。

環境方針

- ① 私たちは、廃棄物収集運搬・処分業者として、廃棄物の再生利用、再利用を高い水準で維持すると共に、排出事業者や搬入業者にも提案・指導を行っていきます。
- ② 私たちは、省エネルギーによる二酸化炭素排出量の削減、リサイクル推進による二次廃棄物の削減、節水による排水量の削減により、環境維持に努めます。
- ③ 私たちは、敷地内外の緑化活動を通じて、積極的に環境維持に努めます。
- ④ 私たちは、私たちの事業活動に関連する環境関連法規・条例等を遵守します。
- ⑤ 私たちは、私たちの環境に対する活動内容を、社外にも求めに応じ開示します。

平成 18 年 7 月 24 日制定

中部砕石株式会社

代表取締役 北村 泰裕

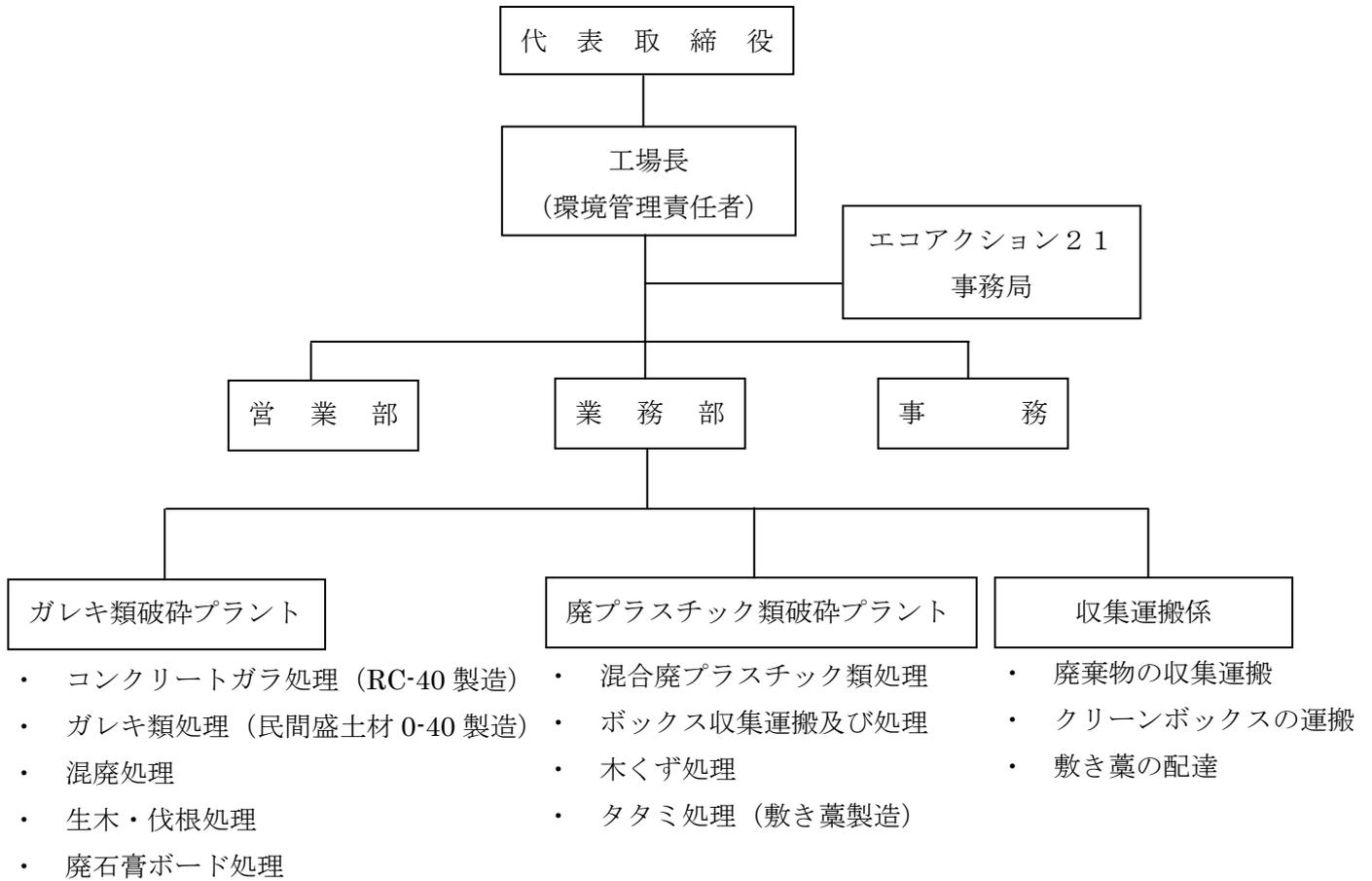
会社概要

名 称	中部砕石株式会社
所 在 地	リサイクルプラント：静岡県焼津市野秋 376 番地の 1 事 務 所：静岡県焼津市大覚寺 1265 番地の 1
設 立	平成 10 年 1 月
資 本 金	1,000 万円
代表取締役	北村 泰裕
事 業 内 容	産業廃棄物収集運搬業 産業廃棄物中間処理場（リサイクル製品生産販売）
取 扱 品 目	金属くず、コンクリートくず・ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず

事業の規模

	単位	2003 年	2004 年	2005 年
処理量	m ³	36944.1	199271.0	90441.5
売上高	百万円	32,100	41,500	46,200
従業員	人	13	21	24
床面積	m ²	12,753.0	12,753.0	12,753.0

組織図



環境管理責任者 工場長 関戸 敬志
 エコアクション21事務局 担当 河野 浩
 連絡先 TEL 054-628-0557
 FAX 054-628-0560
 E-MAIL :chusai0557@yahoo.co.jp

許可の概要

産業廃棄物収集運搬業許可

静岡県	第 2201035680 号	許可年月日	平成 17 年 12 月 10 日
		有効期限	平成 22 年 12 月 9 日
静岡市	第 6201035680 号	許可年月日	平成 18 年 1 月 9 日
		有効期限	平成 23 年 1 月 8 日
浜松市	第 6302035680 号	許可年月日	平成 15 年 4 月 23 日
		有効期限	平成 20 年 4 月 22 日
愛知県	第 02300035680 号	許可年月日	平成 18 年 2 月 27 日
		有効期限	平成 23 年 2 月 26 日

収集運搬車両：4 t ユニック車・・・1 台

4 t アームロール車・・・1 台

8 t アームロール車・・・1 台

産業廃棄物処分業許可（中間処分）

許可番号	静岡県	第 2221035680 号
許可年月日	平成 17 年 12 月 10 日	
有効期限	平成 22 年 12 月 9 日	
許可品目	金属くず、コンクリートくず・ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず	
処分方法	破碎処分、切断処分、熔融処分	
処理能力	破碎施設：金属くず・・・・・・・・・・・・・・4 t / 日(8 時間)	
	コンクリートくず・ガラスくず及び陶磁器くず	
	・・・・・・・・12 t / 日(8 時間)	
	がれき類・・・・・・・・・・・・・・200 t / 日(8 時間)	
	破碎施設：コンクリートくず・ガラスくず及び陶磁器くず	
	・・・・・・・・1,560 t / 日(8 時間)	
	がれき類・・・・・・・・・・・・・・1,560 t / 日(8 時間)	
	破碎施設：コンクリートくず・ガラスくず及び陶磁器くず	
	・・・・・・・・720 t / 日(8 時間)	
	がれき類・・・・・・・・・・・・・・720 t / 日(8 時間)	
	破碎施設：廃プラスチック類・・・・・・・・・・・・4.1 t / 日(8 時間)	
	金属くず・・・・・・・・・・・・・・19 t / 日(8 時間)	
	紙くず・・・・・・・・・・・・・・4.1 t / 日(8 時間)	
	木くず・・・・・・・・・・・・・・8.1 t / 日(8 時間)	
	繊維くず・・・・・・・・・・・・・・4.1 t / 日(8 時間)	

環境目標及び実績と評価

① 二酸化炭素排出量の削減

[目標] 平成 17 年度を基準とし、平成 18 年度末までに 2%削減し、平成 20 年度末までには 5%削減する。

[実績]

単位:kg-CO ₂	平成17年度	平成18年度	前年比
9月	53248.76	50233.99	94.3%
10月	57409.95	52460.43	91.4%
11月	54359.96	44060.42	81.1%
3ヶ月計	165018.67	146754.84	88.9%

[考察] 平成 17 年 9 月から 11 月までの 3 ヶ月間に対し、平成 18 年の 3 ヶ月間は前年比マイナス 11.1%と、削減目標を大幅にクリアすることができた。弊社に於ける二酸化炭素排出要素は、工場内重機の使用する化石燃料によるものと、破碎機の稼動に掛かる電力によるものが大きな割合を占める。したがってそれら 2 大要因については、個別に項目を設け削減目標を定めているため、その項目に詳細とする。それ以外の活動として、「消灯」「節電」の貼紙をしたり、冷暖房の設定温度を調節する等の細かな活動を積み重ねていくとともに、工場内に積極的に植樹することにより、少しでも地球環境への負荷を減らすよう努めている。

[指針] 削減目標を、平成 17 年度を基準として、平成 18 年度末には 12%、平成 20 年度末には 15%に上方修正する。

② 化石燃料使用量の削減

[目標] 工場内重機及び営業用車両の使用燃料を、平成 17 年度を基準とし、平成 18 年度末までに 2%削減し、平成 20 年度末までには 4%削減する。

- 工場内重機は適切な出力で運転し、アイドリングストップを励行する。また、暖機運転の時間を適正化（夏季 5 分間、冬季 10 分間）する。・・・評価：◎
- 収集運搬車両は過積載をせず、法定速度を遵守すると共に、アイドリングストップを励行し、発進時などに不必要な空ぶかしをしない。また、効率の良い配車計画を立て、不必要な運行をしない。・・・評価：◎
- 営業用車両についても、法定速度を遵守し、5 分以上停車する場合にはエンジンを停止する。・・・評価：◎
- 車両は整備点検を定期的に行う。・・・評価：△

[実績]

	平成17年度(単位:リットル)				平成18年度(単位:リットル)				前年比
	ガソリン	軽油	灯油	計	ガソリン	軽油	灯油	計	
9月	923.8	16,910.4		17,834.2	683.5	15,093.0	0.0	15,776.5	88.5%
10月	774.6	17,929.0		18,703.6	765.8	16,662.5	0.0	17,428.3	93.2%
11月	677.3	16,164.0	40.0	16,881.3	603.1	12,962.0	38.0	13,603.1	80.6%
3ヶ月計	2,375.7	51,003.4	40.0	53,419.1	2,052.4	44,717.5	38.0	46,807.9	87.6%

[考察] 平成17年度の9月から11月を基準とし、平成18年度の同月では、いずれも削減目標を大きく上回ることができ、3ヶ月トータルで前年比マイナス12.4%と大幅に削減できた。各重機の運転者が作業を効率化するとともに、暖機運転の時間を適正化する等の対策を実行した。但し、重機オペレーターの退職などがあり、重機稼働時間が減少していることも加味しなければならない。また、営業用車両については、月毎の走行距離及び使用燃料量を記録し管理した結果、アイドリングストップやエコドライブの意識付けが出来てきた。

[指針] 削減目標を、平成17年度を基準として、平成18年度末までに12%、平成20年度末までに15%削減するよう、上方修正しながら、今後も継続していく。

③ 電力消費量の削減

[目標] 工場内使用電力を、平成17年度を基準とし、平成18年度末までに3%削減し、平成20年度末までには7%削減する。

- 破碎処理に使用する破碎機の動力は電気を使用している。したがって、破碎処理を効率化し、稼働時間の短縮を目指す。・・・評価：○
- 空調機器の温度設定を適正にする。(ドライ運転の活用、夏季26℃程度、冬季20℃程度を基本とする。)・・・評価：◎
- トイレ、休憩室、試験室は原則として消灯し、使用するときのみ都度点灯する。・・・評価：◎
- 遅くまで照明や空調機器を使用しなくても済むよう、効率よく仕事をこなし、不必要な残業はしない。・・・評価：△

[実績]

単位:kW/h	平成17年度	平成18年度	前年比
9月	17,792	23,910	134.4%
10月	22,645	18,398	81.2%
11月	27,164	22,616	83.3%
3ヶ月計	67,601	64,924	96.0%

[考察] 平成 18 年 9 月から 11 月の 3 ヶ月合計を前年同月と比べると、マイナス 4%と削減目標はクリアしている。各プラント毎に破碎処理を効率化するために、選別処理等工夫をするとともに、不必要な電気は消灯し、電力量削減に努めた。しかしながら、9 月のみの実績を見てみると、前年を大幅に上回っている。弊社業務に於いて最も電力を使用するのは破碎機による破碎処理であることから、月の受入量が多いほど破碎機を稼働させなければならない為、電力の消費量は売上高に左右されると言える。

[指針] 各プラントでさらに効率を上げるためミーティングを重ねるとともに、今後は月の売上高に対する電力使用量を示す指数として、売上高 100 万円当たりの電力量を比較するように変更していく。削減目標は同様に平成 18 年度末に 3%、平成 20 年度末に 7%削減とする。

④ 水使用量の削減

[目標] 現在井戸水を使用しており、メーターが付いていないため正確な使用量は計測不可能である。また、工場内の散水は近隣住民との協定書に粉塵防止策として明記しており、一概に削減することができない。したがって、メーターの設置を前向きに検討すると共に、事務所等の生活用水の節水に努める。

- 車両管理を徹底し、洗車時間を短縮する。・・・評価：○
- 水道の閉め忘れが無いように貼紙をし、節水を心がける。・・・評価：○
- 工場内の散水を適切にし、散水が十分と判断したら速やかに止める（過剰な散水はしない）。・・・評価：○

[実績] 平成 18 年 8 月末に水道メーターを設置し、工場内で使用される水の使用量について正確に計測できるようになった。また、過剰な工場内散水を防ぐため、スプリンクラーや散水車に管理担当者をそれぞれ設け、毎日の散水時間を記録しながら散水量を調節している。



▲ 水道メーター設置状況

[指針] 1 年間のトータル使用量は平成 19 年度まで計測できないので、当面は上記のような節水を心掛けながら、データ取りに専念する。平成 19 年度実績を基準にして平成 20 年度には 2%を削減するよう計画する。

⑤ 廃棄物最終処分量（二次廃棄物）の削減

[目標] 受け入れた廃棄物の総量に対する最終処分場に委託する処分量の割合を、平成 17 年度を基準とし、平成 18 年度末までに 1.5%削減し、平成 20 年度末までには 3%削減する。また、事務所等より排出される一般廃棄物の削減に努める。

- 搬入業者に対して、廃棄物受入時に受付にて廃棄物の内容確認と、異物混入是正を呼びかけることにより、より多くの廃棄物をリサイクルする。・・・評価：◎
- 破碎の前処理の選別工程において適切な仕分けをし、廃棄物として最終処分場に委託する量を削減する。・・・評価：○
- ミスコピー等の裏紙は、社内コピー用紙やメモ用紙として再利用する。・・・評価：◎

[実績]

単位:立米	平成17年度	平成18年度	前年比
	H17.4~H18.3	H18.9~H18.11	
総受入量	90,441.512	21,782.025	
安定型最終処分量	2,400.000	490.000	
管理型最終処分量	2,260.400	1,048.000	
安定型比率	2.7%	2.2%	84.8%
管理型比率	2.5%	4.8%	192.5%
最終処分量比率	5.2%	7.1%	137.0%

[考察]平成 17 年度は 1 年間、平成 18 年度は 9 月～11 月の 3 ヶ月間に於ける、総受入量に対する安定型及び管理型最終処分場への排出量の比率を比較している。但し、弊社より二次廃棄物として排出した後、リサイクルされるものについては処分量には計上していない。

安定型品目(ガレキ類、廃プラスチック類等)については、適切に選別・破碎することにより容積を減少する処理が、既に高い水準で確立されており、今後も各担当者の創意工夫により、この水準を維持する。

一方、管理型品目(木くず、紙くず等)は処分量が大幅に増えている。平成 18 年に環境省より、廃石膏ボードの扱いについて全て管理型処分場で処分されるよう通達があり、それに伴い廃石膏ボードの処分量が、平成 17 年度に比べて飛躍的に増大しているのが最大の要因であると考えられる。現在のところ、廃石膏ボードの処分量はこれ以上削減しようが無い状況である。

結果として、総受入量に対する最終処分量の比率は、前年に比べ 37%増と、非常に大きな割合で増大しており、その要因を考えると、削減目標を修正しなければならないと考ええる。

[指針]安定型品目については、現状の水準を維持するとともに、プラント内での選別工程をより適切且つ効率化するようにし、さらに処分率減を図る。

管理型品目については、考察で述べた通り、廃石膏ボードの処分量削減は頭打ちである。従って、それ以外の木くず・繊維くず等の焼却処分場経由で管理型処分場に排出されるものを、受付窓口による分別・異物混入是正の呼びかけや、プラントでの選別工程の改善によって削減していく。

削減目標については、平成 18 年以前と以後では状況に大きな隔たりがあるため、再度設定しなおす。安定型処分率と管理型処分率にそれぞれに於いて、平成 18 年度を基準とし、平成 19 年度末で 1%、平成 20 年度末で 2%の削減を目標とする。

環境関連法規の遵守状況

以下の通り、環境関連法規に於ける違反は無く、また訴訟等についても同様に1件も無かった。

法令の名称	法令等の遵守すべき内容	罰則	チェック欄
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物の処理、産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設、産業廃棄物の処理に係る特例、産業廃棄物管理票、雑則 等	有	○
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	分別解体等の実施、再資源化等の実施、解体工事業者の登録	有	○
循環型社会形成推進基本法	原材料・製品等が廃棄物等となることの抑制、循環資源の循環的な利用及び処分、事業者の責務		○
大気汚染防止法	粉塵に関する規制	有	○
工業用水法	井戸	有	○
静岡県生活環境の保全等に関する条例	大気 of 保全に関する規制、水質の保全に関する規制	有	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	処分業許可、収集運搬業許可、処分実績報告、収集運搬実績報告		○
静岡県県外産業廃棄物の処理に関する指導要綱	事前協議、実績報告		○
静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱	排出事業者責任、帳簿の整備		○
静岡県環境基本条例	事業者の責務		○
道路運送車両法	道路運送車両の整備基準、点検及び整備、検査等	有	○
騒音規制法	特定工場等に関する規制、特定建設作業等に関する規制	有	○

その他関係法令

労働安全衛生法	労働災害防止計画、安全衛生管理体制、労働者の危険または健康被害を防止するための措置、労働者の就業に当たっての措置、安全衛生改善計画 等
土壌汚染対策法	土壌汚染による健康被害の防止措置
製造物責任法	製造物責任
水質汚濁防止法	排水の排出の規制等、水質の汚濁の状況の監視等 等